

監査公表第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 7 日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 矢 吹 安 子

定期監査結果

彦根市監査基準(令和 2 年彦根市監査委員訓令第 1 号)に準拠して監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

1 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定に基づく財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理(以下「財務事務執行等」という。)の定期監査

2 監査の期日および対象

令和 7 年 8 月中に次のとおり実施した。

監査期日	監査対象
8 月 4 日	彦根市千福財産区 彦根市日夏町財産区 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区 彦根市河瀬財産区

3 監査の方法

各財産区とも、令和 6 年度における財務事務執行等について、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているかに着眼し、担当の所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類を抽出して調査することより、監査を行った。

4 監査の結果

1 から 3 までの事項のとおり監査した限りにおいて、重要な点において、各財産区とも、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。今後も事務処理には十分配慮し、適正で効率的かつ効果的な事務執行等に努めていただきたい。

なお、事務処理上の軽易な改善事項については、記述を省略した。

各財産区ともに木材売却による安定した収入が今後数十年間見込めない状況が続いているほか、次代の担い手確保に苦慮している現況である。

中・長期的な財産区運営を見据え、引き続き、各区民に対して更なる現況の理解促進および協力体制の構築に努め、効果的かつ効率的な森林の施業および保護の実施を図るほか、県および企業との連携の強化、他財産区の好事例の検証等を行いながら、今後の財産区の在り方を検討し、健全で持続可能な事業運営に取り組んでいただきたい。